

2018年3月5日

日本共産党県議団
尾村利成

一問一答質問項目表

1. 憲法と地方自治法を土台に据えた県政運営について

- ① 平成28年度(2016年度)決算認定において、わが党は県政評価の基準(モノサシ)として、
 - ①憲法が定める生存権や財産権、幸福追求権など基本的人権を県政が保障しているのか、
 - ②地方自治法が規定する「住民の福祉の増進」という自治体の役割を県政が発揮しているのか、を立脚点とすべきと強調した。今日、貧困と格差が拡大するもとで、国保や介護など社会保険料未納者が社会保障制度から排除され、県民のくらしと命が脅かされている。この由々しき事態を解決し、生存権を保障することこそ県政の喫緊の課題であり、県政の使命であると考え、所見を伺う。(知事職務代理者)
- ② 平成30年度(2018年度)当初予算において、生存権を保障し、「住民の福祉を増進」するための予算が如何に措置され、施策展開されているのか伺う。(知事職務代理者)

(決算認定についての討論)

- 県税や社会保険料を滞納した低所得者に対する無慈悲な差し押さえが実行されている。平成28年度の個人住民税の差し押さえ件数は1,452件、国民健康保険料・税の差し押さえは709件に及んでいる。生活に困窮した県民への生活再建支援に力を注ぐべき。
- 75歳以上が加入する後期高齢者医療保険制度において、保険料未納による制裁措置として261件もの短期保険証が発行されている。
- 国民健康保険では、加入世帯の約8%にあたる6,975世帯が保険料(税)を滞納している状況。そして、その制裁措置として、命綱である保険証の取り上げが513世帯にも達している。
- 介護保険では、平成28年度末の保険料未納者は4,145人にものぼり、制裁措置として87人が給付額減額措置となり、3割の利用料負担を課されている。
- 貧困と格差が拡大し、低所得者や生活困窮者が社会保障制度から排除される深刻なる重大事態が起きている。県政はこの実態、県民の苦悩を直視すべき。

2. 国民健康保険の都道府県化について

本年4月から県が国保の「保険者」となり、市町村の国保行政を統括・監督する仕組みがスタートする。国保の都道府県化に伴い、保険料(税)の値上げが懸念されている。

国保は、必要な医療費を加入者に割り振る仕組みとなっており、加入者の負担能力や生活実態を把握し、負担できる保険料(税)を課す仕組みではない。必要な医療費を加入者に負担させるという観点から、国保料を算出するために保険料は高くなり、国保料を滞納せざるを得ない人々を生み出す構造となっている。

国民皆保険制度である国保において、保険料を払えない世帯が1割にも達している状況は異常と言わざるを得ない。

- ① 国保料(税)が払えない世帯に対する「納税緩和制度」の活用が最大限、はかられるべきである。「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」について説明されたい。(部長)
- ② 「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」の実績件数を示されたい。(部長)
- ③ 滞納者や生活困窮者に対して、「徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」などの「納税緩和制度」を積極的に周知し、活用を助言すべきと考えるが、所見を伺う。(部長)

- ④ 県としても、市町村の保険料(税)滞納状況、短期保険証・資格証明書の発行状況、差し押さえの実態など、定期的の実態把握すべきと考えるが、所見を伺う。また、保険証取り上げは中止し、国保法第44条に基づく一部負担金減免を積極的に推進するなど被保険者の「医療を受ける権利」を保障する積極的な対策を講じるべきと考えるが、所見を伺う。(部長)
- ⑤ 県が保険者となる以上、保険料軽減に向けて、県独自の法定外繰り入れを行い、市町村に対しては、国保料の値上げを回避するよう助言すべきことを求めるが、如何か。
(知事職務代理者)

3. 島根原発について

福島第一原発事故から7年が経とうとしているが、事故原因の究明もすすんでおらず、増え続ける汚染水や取り出す見通しもない溶融核燃料(デブリ)など事故収束には程遠い現状にある。

しかし、電力会社や原発メーカーの利益を最優先に考える安倍政権は原発事故を“終わったこと”にして再稼働をすすめようとしている。

想定外の自然災害(豪雪、火山噴火など)も相次いでいる。六ヶ所再処理工場も稼働は絶望的であり、核燃料サイクルは破綻している。「原発ゼロ」こそ、政治が決断すべきである。

- ① 島根県において2月初旬の豪雪で、主要幹線道路等において、長時間にわたる渋滞や通行止めが発生した。その上、公共交通も多数の運休や大幅な遅延が生じた。原発事故と豪雪が重なった際、「事故対応」や「避難計画」は机上の空論となりかねないことを危惧するが、如何か。原発事故と自然災害が重なる複合災害時の対応策の抜本的見直し、強化が必要と考えるが、所見を伺う。(部長)
- ② 今年1月に噴火した群馬県の草津白根山は全国に111ある活火山の一つで、気象庁が24時間体制で常時観測している50カ所の火山の一つである。今回の噴火が衝撃だったのは、監視していた火口と異なる想定外の本白根山で発生したことにある。本白根山は「有史以来」活動がないとされており、監視カメラや地震計などがなかった。この教訓を三瓶山に生かすべきと考えるが、所見を伺う。(部長)
- ③ 昨年12月、広島高裁は「熊本県の阿蘇山が巨大噴火した場合、火砕流が愛媛県の伊方原発に達する可能性が否定できない」とし、伊方原発の運転差し止めを命じた。この高裁決定は、火山国・日本で原発を動かすことが、いかに危険であるかを司法が厳しく警告したものである。日本火山学会は「火山の噴火は予知できない」と指摘し、「東日本大震災以降、日本の火山は活動期に入った」と警告する専門家もいる。1914年の桜島の噴火では、東日本にも灰が降った。火山列島・日本において、島根原発はもとより、すべての原発が「立地不適」と考えるが、如何か。島根原発における火山影響評価を伺う。(部長)
- ④ 中国電力は、2月16日の原子力規制委員会の審査会合で、島根原発2号機の「基準地震動」が了承されたことを受け、島根原発3号機について、適合性確認審査申請の準備をすすめている。しかし、日本原燃・六ヶ所村再処理工場の竣工は、「2018年度上期」から「2021年度上期」へと3年先送りの予定となった。核燃料サイクルは完全に行き詰まっている。これ以上、「核のゴミ」を増大する原発再稼働はきっぱり中止し、破綻済みの核燃料サイクル政策からの撤退を決断すべきと考えるが、所見を伺う。(知事職務代理者)

4. その他